

議案第 91 号

鎌倉市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の
制定について

鎌倉市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を次のように定める。

平成21年 2 月 24日 提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

（提案理由）

介護従事者処遇改善臨時特例交付金を管理運営するために、新たに基金を設置しようとするものである。

鎌倉市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、介護従事者の処遇の改善に資するための施策の実施に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための措置及び当該措置の周知等の財源に充てるため、鎌倉市介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、本市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度鎌倉市介護保険事業特別会計（以下「特別会計」という。）歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を特別会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。